

令和2年第3回臨時会

# 鬼北町議会会議録

開会 令和2年11月25日

閉会 令和2年11月25日

鬼北町議会

令和2年第3回鬼北町議会臨時会

令和2年11月25日（水曜日）

○議事日程

令和2年11月25日午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第60号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第61号 鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第62号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第63号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第64号 工事請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事）の締結について  
日程第9 議案第65号 財産の取得について

○本日の会議に付した事件  
議事に同じ

○出席議員（11名）

1番 高橋聖子	2番 中山定則
3番 末廣啓	4番 山本博士
5番 赤松俊二	7番 芝照雄
8番 福原良夫	9番 程内覺
10番 松浦司	11番 山崎保
12番 渡邊眞次	

○欠席議員（1名）

6番 松下純次

○議会事務局

議会事務局長 佐竹 誠 書記 鶴井留美

○説明のため出席した者

町長 兵頭誠亀 副町長 井上建司  
総務財政課長 高田達也 農林課長 松本秀治

教 育 長 松 浦 秀 樹      教 育 課 長 渡 邊      甫

○副議長（福原良夫君）

起立。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

ただいまから、令和2年第3回鬼北町議会臨時会を開会します。

松下純次議員から欠席する旨、届出を受けています。

（午前9時00分 開議）

○議長（渡邊眞次君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

令和2年第3回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、菅内閣が発足し、既得権益にとらわれずに規制の改革を全力で進める国民のために働く内閣をつくり、国民の期待に応じていく、との方針が示されました。

このような中で、現在、国に求められている早急な課題は、新型コロナウイルス感染症への対応と、大きな影響を受けている経済回復への取り組みについてどう両立していくかということであろうと思います。国民の議論としても、職業、年齢、地域、性別等によって、考え方は様々であることと、施策の実行、中止の判断の是非や適切な時期など、大変難しい舵取りであると考えられます。

愛媛県内においても、飲食店や高齢者施設、学校施設等でクラスターが発生し、感染拡大が広がっていると言わざるを得ない状況であります。先週の会議で知事からは、警戒レベルを一段上げて、感染警戒期とした報告があり、日常の感染対策の徹底をこれまで以上にしっかりと実施するよう要請があったところであります。

これからの年末年始の会合等について、現段階では感染拡大期ではなく、感染警戒期であるため、一律の人数制限の要請はしないこととされておりますが、遠方の方との会合はできるだけ避けて、身近な方々との会合に徹してほしいとの話がありました。

鬼北町におきましても、3密回避の徹底を継続する一方、店舗の廃業等が発生する中で、鬼プレミアム商品券の発行や飲みニケーション事業を推進するなど、国と同じようなスタンスを継続してまいりたいと考えておりますので、これまで同様のご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

本日の臨時会には、条例の改正4件、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件を提案しております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたしまして、令和2年第3回鬼北町議会臨時会の招集あいさつといたします。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。  
このとおり議事を進めたいと考えますので、各位のご協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は鬼北町議会会議規則第127条の規定により、9番、程内覺議員、10番、松浦司議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長。

町長、教育委員会委員長を通じ、副町長、総務財政課長、農林課長、教育課長の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第60号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、議案第60号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

令和2年人事院勧告に基づく給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○総務財政課長(高田達也君)

それでは議案書の2ページをお開きください。

今回の改正は、令和2年人事院勧告及び愛媛県人事院勧告に準じて、鬼北町議会議員について、期末手当を100分の5引き下げるものです。別紙資料の新旧対照表で説明いたします。

1ページをご覧ください。第1条の改正は、第6条の期末手当について、第2項中傍線で示す現行100分の170を100分の5引き下げ、100分の165とするものです。

2 ページにまいりまして、第2条の改正も第2項中傍線の現行の100分の165を100分の167.5とするものです。

議案書2ページにお戻りください。附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第61号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第5、議案第61号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

令和2年人事院勧告に基づく給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

議案書の4ページをお開きください。

今回の改正は、令和2年人事院勧告及び愛媛県人事院勧告に準じて、鬼北町特別職、町長、副町長、教育長について、期末手当を100分の5引き下げるものです。別紙資料の新旧対照表で説明いたします。

1ページをご覧ください。第1条の改正は、第4条の期末手当について、第2項中傍線で

示す現行100分の170を100分の5引き下げ、100分の165とするものです。

2ページにまいりまして、第2条の改正も第2項中傍線の現行の100分の165を100分の167.5とするものです。

議案書4ページにお戻りください。附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第62号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第62号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

令和2年人事院勧告に基づく給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

議案書の6ページをお開きください。

今回の改正は、令和2年人事院勧告及び愛媛県人事院勧告に準じて、一般職について期末手当を100分の5引き下げるものです。別紙資料の新旧対照表で説明いたします。

1ページをご覧ください。第1条の改正は、第19条の期末手当について、第2項中再任

用職員以外の職員について傍線で示す100分の130を100分の5引き下げ、100分の125とし、第3項中再任用職員についても、現行100分の130を100分の125とするものです。

2ページにまいりまして、第2条の改正も第19条第2項中再任用職員以外の職員について、傍線の100分の125を100分の127.5とし、第3項再任用職員についても、現行の100分の125を100分の127.5とするものです。

議案書6ページにお戻りください。附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第63号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第63号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

令和2年人事院勧告に基づく給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

議案書8ページをお開きください。

今回の改正は、令和2年人事院勧告及び愛媛県人事院勧告に準じ、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正したため、当該条例を準用しております鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について所要の改正を行うものです。別紙資料の新旧対照表で説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1条の改正は、附則の経過措置について、第2項中傍線で示す現行100分の130を100分の125とするものです。

2 ページにまいりまして、第2条の改正も第2項中、傍線の100分の125を100分の127.5とするものです。

議案書8ページにお戻りください。附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第64号、工事請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事）の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第64号、工事請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事）の締結について、提案理由を説明いたします。

一般競争入札に付した平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであり

ます。

1. 契約の目的 平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約の金額 1億8千568万円
4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字下鍵山509番地。日吉総合建設株式会社。  
代表取締役 岩本渉であります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、詳細を説明させていただきます。

林道広見日吉線3号箇所は、平成30年7月豪雨により、林道法面が約30メートル上部から大きく崩落し、林道が通行できない状況になっておりました。復旧のため平成31年3月に入札を執行し、災害復旧工事を進めておりましたが、令和元年7月20日からの降雨によりまして、法切り施工範囲の上部から拡大崩壊が発生いたしました。その後、現地調査を行ったところ、約10メートル上部にかけ、複数の段差地形が確認されましたので、崩壊の詳細を把握するため、ボーリング調査等を実施したところ、地下8.5メートルから12.5メートルの深さで、崩壊が発生していることが判明いたしました。当初の災害復旧計画は、崩壊法面を法枠工法でおさえ、安定をはかる復旧計画としておりましたが、拡大崩壊により法枠工法だけの対策では不十分となったため、林野庁等関係省庁と協議を行い、調査結果に基づいた災害復旧計画に見直し、改めて入札を行ったものであります。

工事の概要については、お手元に配付しております資料をご覧ください。施工延長32.0メートル、崩土除去2,780立方メートル、崩落法面の保護工として、アンカー工64本、法枠工2,730平方メートル、地下水排除工120mを主たる工事とする復旧計画としております。工期は、議会の議決を受けた日の翌日から令和3年2月26日までとし、年度内の完成を目指すものであります。

今回の一般競争入札には、4業者から参加があり、内町内業者は3業者でありました。入札参加資格要件等については、建設業法第3条に基づく土木工事業の許可を受け、宇和島市、鬼北町、松野町内に本店があり、愛媛県建設工事請負業者選定要領に基づく土木工事業の格付けがA等級以上のものとしております。入札額が調査基準価格を下回っておりましたので、日吉総合建設株式会社より提出された低入札価格調査報告書を基に審査を実施いたしました。結果、契約の内容に適合した履行がされると認められましたので、当該業者を落札者に決定し、11月17日付けで当社と仮契約を締結したものであります。落札率は約90%であります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから、議案第64号、工事請負契約(平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事)の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第65号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第65号、財産の取得について、提案理由を説明いたします。

町内各小中学校における新型コロナウイルス感染症対策のため、財産を取得したので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 オゾン発生器
2. 備品内訳 小中学校用オゾン発生器 58台
3. 取得金額 759万2千200円
4. 契約の方法 指名競争入札
5. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字東仲993番地。株式会社ビーライン 鬼北代理店。小川るみ子であります。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○教育課長(渡邊 甫君)

それでは、議案第65号、財産の取得について内容を説明いたします。

取得する財産につきましては、町内小中学校において新型コロナウイルス等の感染予防をはかるためにオゾン発生器を58台購入するものであります。

オゾンは空気中にも含まれておりますが、強い酸化力を持ちかつ無公害でありますので、除菌、脱臭等の用途で幅広く利用されております。高濃度のオゾンにつきましては、人体に有害でありますけれども、今回導入しますオゾン発生器は、有人環境でも使用できる低濃度のオゾンを発生されるタイプとなります。低濃度のオゾンでも新型コロナウイルスをはじめ、インフルエンザウイルス、ノロウイルス等にも不活性化効果が確認されております。

購入しますオゾン発生器につきましては、教室の広さ約63平米に適応でき、オゾン発生量や濃度を調整できるもので、大きさ幅195ミリ、奥行き134.5ミリ、高さ211ミ

り、重量1.1キログラムで、小型軽量でありますので、設置も容易であります。設置数量につきましては、近永小学校14台、好藤小学校6台、愛治小学校5台、三島小学校6台、泉小学校7台、日吉小学校5台、広見中学校10台、日吉中学校5台で、設置する場所は、各小中学校の常時人が滞在します普通教室、特別支援教室、職員室であります。参考資料としまして、購入予定のオゾン発生器のカタログのコピーを配付しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

落札されました株式会社ビーライン鬼北代理店は、あまり私は聞いたことがないのですが、どういった会社なのか概要を教えてくださいたいと思います。

それともう一点、学校にオゾン装置を置かれることは結構なことだと思いますが、地元のお母さんによりますと、ほとんどの子がバスで学校に行っておると。そういった中で、学校ばかりこういう除菌対策をされても、バスの中とか、家庭においてはどうなのかなどの心配もあるようでございます。そういった点について、どういったお考えなのかお聞きをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

休憩をお願いします。

○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。

休憩 午前9時33分

再開 午前9時36分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

程内議員さんからのご質問、一点目の業者の関係については総務財政課長が、二点目の教室以外のコロナ対策については、教育長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

お問い合わせの株式会社ビーライン鬼北代理店でございますが、鬼北町東仲993番地に営業所を擁しております、創業が平成27年11月で、主な業務といたしまして、家電販売等を行っております。営業内容といたしましては、オゾン発生器の販売、ナノバブル水素水生成器の販売、特約店といたしまして三友商事株式会社、及び、株式会社ビーラインの元卸販売店を行っております。従業員については1名、資本金が200万円の会社でございます。以上です。

○教育長（松浦秀樹君）

程内議員の二点目の質問についてお答えをさせていただきます。

スクールバス等の利用についてですが、スクールバスを利用した後につきましては、必ずアルコールで除菌をしてシート等をきれいにしております。また、運行中は常に窓をすかし

て換気をするということ、それから座席の配置につきましても、できるだけ密にならないようにという指導をしていただいております、特にそれ以上のことは今のところ計画はしておりません。

それから、家庭における感染予防につきましては、それぞれの学校を通じまして、手指消毒や手洗い、うがい、あるいは換気、それから登下校時のマスク着用、また休日の過ごし方等について指導しているところでございまして、特に教育委員会のほうから何か備品等を配付することは計画しておりません。ご理解をいただけたらと思います。以上です。

○9番（程内 覺君）

答弁いただきましたが、今のオゾン発生器の設置の件で競争入札ということですが、参加はどのくらいあったのか。

それと、通学するときに小学生は宇和島自動車のバスで当地区の子供たちは通学していますが、その辺の除菌等はどうなっているのか。学校だけでこういう設備を作って、そこだけで除菌対策なりされていると思うのですが、逆に子供たちがそれ以外の地域で生活するときに遅しさというか、そういう点で心配があるというお母さんからの声もあったりしたものですから、そういった通学のとときとか日常生活において、コロナ禍での子供たちの生活にはこういういろいろな設備を通してやっていくということは結構なことだとは思いますが、お母さんからはそういった心配もあるという声も聞いたものですから、遅しさと言いますか、コロナ禍で大変だとは思いますが、そういう場合はどのような対処方法があるのかお尋ねしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

休憩をお願いします。

○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時44分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

業者につきましては総務財政課長が、子供たちの教育の関係につきましては教育長のほうから答弁をいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

今回オゾン発生器で指名しました業者は、町内業者4業者であります。

○教育長（松浦秀樹君）

公共交通機関を利用しての通学に関するご質問ですが、JRにしても宇和島自動車にしてもやはり公共の交通機関としての使命に基づきまして安心安全なサービスを提供するという理念で、消毒と換気あるいは、マスク着用の呼びかけ等をきちっとしていただいているものと理解をしておる次第でございます。

また、子供たちの生活の中でのコロナウイルス対策につきましては指導についてですが、それぞれご家庭のほうで店舗等訪れた際には手指消毒等やマスク着用の呼びかけ、あるいはソーシャルディスタンス等の表示に従って行動するように指導していただいているものと思

っております。また、学校のほうでもそういう機会がありましたらきちんとそのへんは指導していくようにして自分の体、健康については自分で守るというそういう逞しさを程内議員おっしゃるとおり育てていきたいものだと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

○9番（程内 覺君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（赤松俊二君）

このカタログを見ておきますと、製品の仕様の中で有効スペースが6畳から50畳とあまりに範囲が広いが本当にこの有効性があるか。それと、小型軽量ということはいいと思うのですが、20センチ前後の機器で本当に有効性が見出せるのか。その辺についてお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

有効性であります。この機械は4段階切り替えでオゾンの発生量が調整できますので、教室の広さに合わせてオゾンの量が調節でき、有効であると考えております。

○町長（兵頭誠亀君）

それと、全国の実績としまして、この予算を立てたときには、すでに東京のほうの小中学校で8校がこれの導入を決めておいたという状況もありまして、このオゾン発生器の購入の予算化をしたものであります。以上です。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（山本博士君）

この使用方法として、何か取り替えないといけないのか。有効期間というかそれはどれくらいなのか。それともう一つは、冬の場合これを取り入れることによって換気しなくていいのか、お聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

これは電化製品でありますので、耐用年数がありまして5年程度が限度であると考えております。それから、換気についてでありますけども、これを使ったからといって換気が必要なくなるということはないと思いますので、定期的な換気は必要であると考えております。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号、財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件はすべて議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和2年第3回鬼北町議会臨時会に提案しておりました議案6件につきましては、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

今年もあとひと月余りとなりましたが、私といたしましても、より一層気持ちを引き締め、町政の発展に邁進いたしたいと考えているところであります。

議員各位におかれましても、年末年始くれぐれも体調に留意され、今後とも引き続き、ご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。令和2年第3回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊眞次君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（福原良夫君）

起立。

礼。

閉会 午前9時52分

以上会議の経過は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 9 番）

鬼北町議会議員（10 番）